

特 記 仕 様 書

業務名：令和7年度路面下空洞調査業務

項 目	内 容
1. 契約の方法種類	契約は、委託契約のうち技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式とする。
2. 総則	1. 本特記仕様書は、「令和7年度路面下空洞調査業務」（以下「本業務」という）に適用する。 2. 本特記仕様書に定めのない事項は「神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という）に定めるものとする。本特記仕様書、共通仕様書に明記されていない事項については、本市担当者と協議して決める。
3. 業務概要	本業務は、神戸市の管理する道路において、安全・円滑な交通を確保するための道路の維持管理に資することを目的に、路面下の空洞状況を調査し、把握するものである。
4. 契約期間	契約締結日の翌日から令和8年3月13日までとする。
5. 履行場所	神戸市一円 (別紙調査対象路線図、調査対象路線一覧)
6. 技術者	1. 管理技術者 - 管理技術者は、共通仕様書の定めのほか入札説明書に記載する要件を満たす者とする。 - 技術提案書に記載された管理技術者を配置すること。なお、やむを得ない場合に限り変更を認める。 - 管理技術者を変更する場合は、本業務の入札説明書に定められた配置予定技術者に係る条件を満足し、かつ変更前の技術者と同等以上の者を配置しなければならない。また、変更後の技術者のテクリスへの実績登録については、従事期間および従事内容を考慮して登録を認めない場合がある。 2. 担当技術者 - 担当技術者は、共通仕様書の定めのほか入札説明書に記載する要件を満たす者とする。 - 技術提案書に記載された担当技術者を配置すること。なお、やむを得ない場合に限り変更を認める。 - 担当技術者を変更する場合は、本業務の入札説明書に定められた配置予定技術者に係る条件を満足し、かつ変更前の技術者と同等以上の者を配置しなければならない。また、変更後の技術者のテクリスへの実績登録については、従事期間および従事内容を考慮して登録を認めない場合がある。 3. 管理技術者と受注者の雇用関係 - 管理技術者は、本業務の契約日から業務完了日までの間、本業務の受注者と直接的雇用関係にななければならない。受注者は、監督員からの請求があった場合は、

	受注者と直接的雇用関係にあることを証明する書類を速やかに提出しなければならない。
7. 関係仕様書及び 準拠すべき図書	・「神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書」（令和6年10月1日施行） URL https://www.city.kobe.lg.jp/a48501/business/todokede/kensetsukyoku/work/sekkei.html
8. 業務内容	1. 計画準備 1) 業務の目的、主旨を把握したうえで設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成する。業務計画書は、調査に先立ち監督員の承諾を得ること。 2) 車線規制などの道路使用が必要な場合、事前に交通管理者（所轄警察署など）と協議を行い、道路使用許可を申請し許可を得ること。 3) 路面陥没発生の危険度評価基準は、監督員と協議のうえ、決定すること。 4) 二次調査の調査箇所については、占用企業者と事前に協議を行うこと。 2. 一次調査（レーダ探査） (1) 調査 多配列アンテナを搭載した車載型地中レーダ（空洞探査車）およびハンディ型地中レーダ（小型探査装置）などにより路面下の異常の有無、位置および広がりについて調査を行う。なお、一次調査の探査深度は地下1.5m程度を基本とするが、下水道管の管内調査結果に基づく一次調査は、地下1.5m程度の探査に加えて、地下3m程度を探査できる機械にて調査を行うこと。 1) 解析により得られる異常信号箇所の位置を明確にするため、前方、左方、右方の3方向の周囲状況を撮影する。 2) 現場条件により、空洞探査車および小型探査装置による調査が困難な場合は、監督員と別途協議を行うものとする。 (2) 解析 調査により得られた記録データを分析し、全ての異常信号箇所を抽出したうえで、空洞の可能性のある箇所（異常箇所）の絞り込みを行う。 1) 全ての異常信号箇所について、監督員に報告、提出すること。 2) 空洞の可能性のある箇所については、位置が特定できるように一次調査調書にて明示を行うこと。 3) 一次調査において、ただちに陥没する恐れのある空洞を発見した場合、速やかに監督員に報告し、指示を受けるものとする。 3. 二次調査（スコープ調査） (1) 調査 一次調査の解析結果に基づき、空洞の可能性のある箇所について、空洞の有無、厚みなどの確認を行う。 1) 二次調査の箇所は、事前に監督員と協議のうえ決定する。 2) 空洞の可能性のある箇所について、ボーリング削孔を行い、孔内調査を行う。（舗装構造、空洞状況の柱状撮影） 3) ボーリング削孔跡は、超速硬モルタル、または特殊常温アスファルト混合物で復旧すること。 (2) 解析 孔内調査結果の解析を行う。また、空洞要因について推察を行う。 1) 二次調査において、ただちに陥没する恐れのある空洞を発見した場合、速やかに監督員に報告し、指示を受けるものとする。 2) 発見した空洞について、効果的かつ交通影響、施工工程などにも配慮した補修・措置方法の選定を行う。 4. 打合せ 打合せ回数は以下のとおりとし、本庁および関係する建設事務所等と打合せを行う。 1) 業務着手時 2) 一次調査解析の結果報告時

	3) 二次調査解析の結果報告時 4) 最終結果報告時（納品）
9. 空洞探査に用いる機器類	1) 一次調査に用いる空洞探査車および小型探査装置などについては、技術提案書作成時に用いたものと同等以上の機器を使用するものとする。 2) 技術提案書に記載された空洞探査車および小型探査装置などと本業務に使用するものが同等以上の機器と分かる資料を調査に先立ち提出し、監督員の承諾を得るものとする。
10. 成果品	業務完了後、調査目的・調査方法及び調査結果等を収録した報告書を提出すること。なお、報告書の大きさはA4版とする。 ・報告書 2部 （下水道管の管内調査結果に基づく一次調査および二次調査結果は、他の成果と分けて整理するとともに、令和8年1月30日までに提出すること。） ・各建設事務所報告書 各1部 ・一次調査データなど 1部 成果報告書などの電子データは、「神戸市電子納品運用指針（簡易版）（案）令和3年4月」に基づいて作成した電子媒体（CD-Rなど）で提出する。
11. 電子納品	本業務は神戸市簡易版電子納品の対象業務とし「神戸市電子納品運用指針（簡易版）（案）令和3年4月」に基づいて作成するものとする。 URL https://www.city.kobe.lg.jp/documents/10846/denshikani-sisin210401.pdf
12. 担保期間	完成検査合格の当日より 12か月
13. 貸与品	業務に必要な本市所有の関係資料は、協議のうえ、貸与する。
14. その他	1. 秘密の保持 1) 受注者は、本業務で知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。 2) 受注者は、成果品（本業務の履行過程において得られた記録等も含む）を第三者に閲覧複写させ又は、譲渡してはならない。ただし、本市の承諾を得た時はこの限りでない。 2. 安全等の確保 1) 受注者は、現場調査にあたっては、交通状況に即した適切な保安施設を設け、安全管理に努めること。 2) 調査は原則として昼間に実施するものとする。 3) 受注者は、空洞調査の実施において第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。 3. その他 1) 一次調査延長および二次調査箇所は、現場状況に応じて変更の対象とする。また、緊急を要する調査が必要になった場合は、協議のうえ、変更の対象とする。 2) 下水道部が別途行っている下水道管の管内調査結果（11月報告予定）に基づき、一次調査延長を決定するので、それに伴う数量変更は設計変更の対象とする。 3) 本市は、業務が完了するまでの間は、受注者による本業務の履行が技術的に確保されないと判断された場合は、契約を解除できる。 4) 受注者は、本特記仕様書にない事項、又は本特記仕様書に疑義が生じた場合は、監督員と協議すること。